

西日本日独協会青年部規定

第1章 総則

第1条 名称 本組織は西日本日独協会青年部（以下、青年部と略称）と称する。

第2条 組織 青年部は西日本日独協会（以下、協会と略称）の会則第5条に基づき設けられる協会の下部組織であり、協会の青年部委員会の監査下に置かれる。

第3条 本拠 青年部の本拠は、福岡市中央区白金2-9-6 城島印刷気付 西日本日独協会内とする。

第2章 目的、運営と活動および事業

第4条 目的 青年部は協会の目的に沿い、若者の立場から日独交流の発展に寄与するべく、日独の若者たちの多方面にわたる交流を促進し、日本の若者たちのドイツに対する興味・関心を喚起するとともに、その活動を通じて自らの文化的・国際的視野を広げ、国際交流という面において地域社会に貢献できる力を身につけることを目的とする。

第5条 運営と活動

1. 青年部の運営および活動は青年部によって自主的になされる。
2. ただし、その運営と活動は協会青年部委員会における審議と承認を前提とする。
3. 青年部は上記目的に沿い、日独の関連諸団体との交流を行う。
4. 青年部の活動は自由であるが、"Die Verantwortung in der Freiheit"というモットーのもと、品格ある活動を心がける。
5. 青年部は協会の諸活動に、積極的に参加・協力する。

第6条 事業 青年部は第4条の目的を達成するために、その目的に合致する催しの主催、共催および後援等の事業を行う。

第3章 青年部会員

第7条 青年部会員 青年部構成員は青年部会員

と称し、45歳以下の協会会員、および第4条の青年部の目的に賛同する非協会会員とする。

第8条 入会 青年部への入会は以下の通りとする。

1. 協会の学生会員および青年会員は自動的に青年部会員となる。
2. 非協会会員は、所定の入会申込書を提出し、その受理をもって入会手続きを完了する。

第9条 退会 青年部からの退会は以下の通りとする。

1. 青年部会員が4月1日時点で45歳に達した時は、自動的に退会する。
2. 非協会会員青年部会員が4月1日時点で45歳に達する前に退会を希望する場合は、退会届を提出しなければならない。

第4章 役員

第10条 役員 青年部に次の役員を置く。

1. 部長 1名。
2. 副部長 4名以内。
3. 青年部の役員は協会青年部委員会の委員となる。

第11条 役員を選出

1. 部長は青年部総会で選出する。
2. 副部長は部長が推薦し、青年部総会の承認を得る。

第12条 役員の職務

1. 部長は青年部を代表し、青年部を統括する。
2. 副部長は部長を補佐し、部長に事故ある時はその職務を代行する。

第13条 役員任期 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第5章 委員会

第14条 実行委員会 実行委員会は、部長が必要と認めた場合、運営会議の議を経て、設けることができる。

1. 実行委員会は個々のイベントや行事等の業務を行う。
2. 実行委員会の委員長および委員は、部長が青年部会員の中から指名あるいは選定する。

第6章 会議

第15条 青年部の会議は総会および運営会議とする。

第16条 総会

1. 総会は第7条に定める青年部会員をもって構成する。
2. 定期総会 定期総会は年度はじめ、1回部長が招集し、以下の事項を審議、決定する。
 - (1) 活動計画および活動報告。
 - (2) 予算および決算。
 - (3) 部長の選出。
 - (4) 副部長、委員長の承認。
 - (5) 規定の変更。
 - (6) その他部長が認めた重要事項。
3. 臨時総会 臨時総会は運営会議、もしくは協会青年部委員会からの請求があった場合、部長はこれを招集しなければならない。
4. 総会の議事は出席者の過半数の賛成をもって決議する。
5. 総会には協会青年部委員会の委員長および委員がオブザーバーとして出席することができる。

第17条 運営会議

1. 運営会議は、部長、副部長で構成する。
2. 運営会議は青年部の運営および活動に関する

すべての事項を審議する。

3. 運営会議には協会青年部委員会の委員長および委員がオブザーバーとして出席することができる。

第7章 会費および会計

第18条 会費 青年部の会費は無料とする。

第19条 会計

1. 青年部の運営費および活動費は協会予算、寄付およびその他の収入をもってこれに当てる。
2. 青年部の活動費は活動ごとに検討し、決定する。

第20条 会計年度 青年部の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第8章 規定の変更

第21条 規定の変更 青年部規定の変更は運営会議および協会青年部委員会で審議し、青年部総会で決定の後、協会の理事会および評議員会の承認を経て、協会総会の承認を得ることを要する。

付則

1. 本規定は平成26年4月13日より発効するものとする。
2. 2015年4月12日 一部改正。
3. 2016年4月17日 一部改正。